

提 言

チャイルドデスレビューの法制化を目指して

平山雅浩 (三重大学大学院医学系研究科小児科学)

超少子化時代が続く中、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育て支援政策が唱えられ、健やかに育つ子どもの成育におけるサポート体制が求められています。成育医療等基本法の成立後、子ども家庭庁が創設される中、いかに子どもが安心して安全な未来を実現できるのか。日本では年間約4,000人の子どもが死亡しており、その死亡原因は悪性新生物や心疾患といった内因死とされるものの他に、不慮の事故、自殺、周産期の要因など、外因死を含む原因も多く見られます。近年、「予防のための子どもの死亡検証（CDR：チャイルドデスレビュー）」の調査研究が行われるようになりました。研究の有効性を高めるために、医療分野のほかに保健・福祉・行政など多機関・多職種の協働により、全ての事例を検証し、予防策を導き出すことが目的とされています。全国的なCDRの制度化に向けて、国は2020年から全国7府県においてCDR体制整備モデル事業を開始しました。三重県においてもモデル事業を展開しています。



三重県では2012年、2013年と乳幼児死亡率が全国と比べ、非常に高いことから県では乳幼児事故予防推進事業が行われ、その中で小児死亡や死亡検証への関心が高まり、2015年から有志によるCDRの勉強会が開始されました。三重県の18歳以下の死亡者数はおよそ50~60人で、このうち一般的に20~30%が外因死によるものとされることから予防可能な死亡は一定数あると推定されます。そこで、死亡した18歳以下の子どもの対象者を把握するために、小児救急取扱医療機関および法医解剖医療機関などに死亡調査票の提出を依頼するとともに、人口動態調査票（死亡小票）の閲覧を申請し、保健所の協力のもと死亡小票により死亡情報を漏れなく収集します。それらを具にスクリーニングを行い、検証必要とされた事例について多機関検証ワーキングで議論を行います。更に、政策提言委員会で予防策の検討を行い、国や社会への提言につなげることをとしています。これらの活動の中で三重県では4つの項目として1) 乳幼児の睡眠環境による死亡、2) 不適切な養育不全が影響する死亡、3) 中学生、高校生の自殺、4) 川遊びによる死亡事故などの検証から予防策・提言にまとめました。

CDR事業を進めるにあたり、やはり課題として挙げられるのは個人情報の取扱いです。国のモデル事業の手引きにおいては要配慮個人情報を収集するにあたっては遺族の同意確認が必要とされます。情報収集の壁として個人情報保護法があり、事件・事故の捜査資料としての刑事訴訟法の観点からも非常に制約を受け、個別の検証を難しくしています。そのためには予防のためのプラットフォームとしてCDRの法制化を進めることで、検証がより詳細に有意義に行えることとなります。モデル事業という形ではなく、全国どこでもCDRの体制整備が進むには、CDR活動への必要な予算措置を行うこと、国民意識の高まりとともに、教育研修が広まることが重要と考えます。また、個人情報の提供の裏には亡くなった家族の悲しみに対するグリーフケアの提供体制整備も同時に考える必要があると考えます。

このように子どもの死を重く受け止めるとともに、一人でも多くの予防可能な子どもの死亡を減らすために更なる理解と国のCDR体制整備の充実を願っています。一人一人の子どもの死を無にせず、未来の子どもに安心して安全な社会となることを願うばかりです。子どもの明るい未来へつなぐのは医療だけでなく、保健、福祉、教育の協働が必須であり、今後、ますます小児保健分野からの力が必要ではないでしょうか。